

15. 03

パリ条約による優先権等の主張の手續

1. パリ条約第4条D(1)の規定によって意匠登録出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の国名（最初の出願が広域出願又は国際出願である場合には、当該政府間機関の官庁名又はその指定国が複数ある場合にあっては、その指定国のうちの一の国の国名を記載すれば足りるものとする（方式審査便覧28. 10）。）及び出願の年月日を記載した書面を意匠登録出願と同時に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項〔準〕特43条1項、特43条の3）。これをパリ条約では優先権の申立てと呼んでいる。意匠登録出願の際における優先権の申立てについては、他の手續を要求することができない（パリ条約4条D(4)）。なお、当該意匠登録出願の願書にその旨及び必要な事項を記載して意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第1項に規定する書面の提出を省略することができる（意施19条3項〔準〕特施27条の4第3項）。
2. 優先権の主張をした者は、最初に出願をし若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特定国の認証がある出願の年月日を記載した書面、願書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であってその同盟国若しくは加盟国又は特定国の政府が発行したもの（最初の出願を受理した主管庁が認証したものであり、この場合、最初の出願を受理した主管庁には、政府間機関も含まれる。）を意匠登録出願の日から3月以内（国際意匠登録出願の場合は国際公表があった日から3月以内）に特許庁長官に提出しなければならない（意15条1項〔準〕特43条2項、特43条の3第3項、意60条の10第2項〔準〕特43条2項、意施規12条の2、当該書面を提出する者の責めに帰することができない理由による期間徒過後の救済については、意15条1項、60条の10第2項〔準〕特43条8項及び9項、意施19条3項〔準〕特施27条の3の3第6項、方式審査便覧04. 04、方式審査便覧28. 21）。
この書類を普通、優先権証明書といっている。この証明書には訳文を添付しなければならない（パリ条約4条D(3)、意施19条1項〔準〕特施2条2項）。
3. 優先権の主張をした者が上記2の期間内に上記2の書類を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う（パリ条約4条D(4)、意15条1項〔準〕特43条4項）。

4. 上記1による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第4条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を上記2の書類とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、上記2の書類の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつその番号を知ったときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。(パリ条約4条D(5)、意15条1項[準]特43条3項)